平成３０年（フ）第３２号
長崎県佐世保市小佐々町小坂606番地28、前住所長崎県佐世保市上本山町１番地246
債務者　内野　　泰
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　茂利
4　破産債権の届出期間　平成30年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月13日午後４時
6　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第６０２号
神奈川県藤沢市石川１丁目５番地の６　カジヤマグラスワン406号室
債務者　村上　健二
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　勝政
4　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７１１号
横浜市中区打越55番地８
債務者　森　　邦彦
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　彩子
4　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月11日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７１号
奈良県桜井市大字吉備282番地の６
債務者　くくる　てぃーとぅてぃこと　坂口　弘子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第３０号
鳥取県鳥取市緑ケ丘２丁目45番地
債務者　渡邊　　満
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺井　浩二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４７９号
新潟市東区末広町４番９号
債務者　坂井　里菜
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　　晶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５２０号
愛知県春日井市稲口町３丁目２番地９　メダリオン春日井Ｖダリア
債務者　加藤　寿弥
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上松健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１２００号
大阪府三島郡島本町江川１丁目10番２―410号
債務者　大西麻由美（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村本　純子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０５号
広島県廿日市市宮内3102番地４
債務者　北﨑　政義
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第６７号
北海道亀田郡七飯町鳴川５丁目20番１号　うたりの家
債務者　赤坂　　登
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１１９号
愛知県岡崎市中島東町１丁目３番地16　プティ・ポワ　203
債務者　上地　一樹
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
福岡県築上郡築上町大字西八田392番地　今津ハイツ203号
債務者　大川　真澄
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第２１号
三重県度会郡南伊勢町阿曽浦197番地６
債務者　山本　祐里
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
秋田県横手市赤坂字上後野239番地３　グランデール七番館101号室
債務者　柴田多鶴子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第３４５号
埼玉県上尾市菅谷５丁目109番地６
債務者　吉野　　学
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３４６号
埼玉県上尾市菅谷５丁目109番地６
債務者　吉野亜由美（旧姓倉本・佐藤）
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１０１号
静岡県沼津市岡宮1097番地　ロータスケア岡宮、前住所静岡県沼津市岡一色279番地の２野秋ハイツ105
債務者　足立　啓子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係